

広島県告示第543号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年6月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県福山市沼隈町常石1083番地 ツネイシ境ガ浜リゾート株式会社 代表取締役社長 神原 秀忠
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市浦崎町大平木1344 - 1 ~ 4 リゾートホテルベラビスタ境ガ浜

2 申請の内容

66の3 八 旅館業の用に供する入浴施設 18基を廃止し、66の3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1基及び66の3 八 旅館業の用に供する入浴施設 2基を新設する。また、66の3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 2基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66の3 八 旅館業の用に供する入浴施設 18基 廃止

(その2) 新設

種 類	66の3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1基（厨房施設B <sub>11</sub> ）	66の3 八 旅館業の用に供する入浴施設 1基（本館C <sub>639</sub> ）
能 力（1日当たり）	128人	2人
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後120日後

等	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時間断続 (なし)		24時間 (なし)		
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される汚水 の 状 態	水素イオン濃度(単位:水素指数)	5.5~9.0	5.5~9.0	5.5~9.0	5.5~9.0
		生物化学的酸素要求量	100	400	100	150
		化学的酸素要求量	150	300	72	110
		浮遊物質	200	250	20	30
		窒素含有量	100	200	60	75
		リン含有量	60	75	10	15
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	50	80	20	30
	大腸菌群数(単位:個/cm <sup>3</sup> )	3,000	3,000	10,000	10,000	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )	15.2	23.04	0.73	1.08		
汚水等の排出先	マリパーク 合併処理し尿浄化槽		マリパーク 合併処理し尿浄化槽			

(その3) 新設

種 類	66の3 八 旅館業の用に供する入浴施設 1基(本館C <sub>640</sub> )	
能力(1日当たり)	2人	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後120日後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	24時間 (なし)
	項 目	通 常

用 の 方 法	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）	5.5～9.0	5.5～9.0
		生物化学的酸素要求量	100	150
		化学的酸素要求量	72	110
		浮遊物質	20	30
		窒素含有量	60	75
		燐含有量	10	15
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	20	30
		大腸菌群数（単位：個/cm <sup>3</sup> ）	10,000	10,000
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m <sup>3</sup> ）		2.36	2.36
汚水等の排出先		マリンパーク 合併処理し尿浄化槽		

（その4） 変更

		変更前		変更後	
種	類	66の3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設		1基（厨房施設B <sub>2</sub> ）	
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後120日後	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m <sup>3</sup> ）	16.8	27.25	5.0	9.36

（その5） 変更

		変更前		変更後	
種	類	66の3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設		1基（厨房施設B <sub>7</sub> ）	

工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後120日後	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	10.0	19.34	10.0	15.48

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年6月20日から平成25年7月11日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課